

## 専門研修プログラムに関する意見について（案）

## 1 専門医研修協議会について

平成 30 年度より開始された新しい専門医研修について、地域医療に配慮した研修体制を形成するため、地域の関係者（基幹施設、大学、医師会、病院団体、都道府県等）が協議する場として平成 28 年度に「福島県専門医研修協議会」を設置し、専門医研修に関する検討を行っている（医政発 0115 第 1 号平成 28 年 1 月 15 日「専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割について」抜粋）。

平成 30 年 7 月の医師法及び医療法改正により、医師確保にかかる会議体について地域医療対策協議会へ一本化するという方針が示されたが、専門性の高い検討を行う専門医研修協議会の役割は引き続き重要であることから、地域医療対策協議会のワーキンググループとして存続させることとしたい（下図）。

## 2 県意見の取りまとめについて

同じく医療法及び医師法改正により、「一般社団法人日本専門医機構又は基本領域学会」が「専門医制度整備指針」や「専門研修プログラム整備基準」、「専門研修プログラム」を策定・変更等する場合は、【都道府県地域医療対策協議会→都道府県知事→厚生労働大臣】の意見を聴かなければならないこととされた（医師法第 16 条の 8 第 1 項～第 5 項）。

このため、来年度の専門研修プログラムにかかる県意見について、専門医研修協議会において素案を検討し、素案について地域医療対策協議会のご意見を伺った上で、厚生労働大臣へ提出することとしたい。

